

改正 2016年 7月 1 日

公益財団法人杜の邦育英会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人杜の邦育英会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、宮城県内に居住しもしくは宮城県内の大学等に在学する有為な大学生等のうち、学術優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学援護を行ない、また、宮城県内の大学もしくは研究機関に在籍、また宮城県内に居住し大学もしくは研究機関に在籍して、自然科学、人文科学および応用科学のいずれかの分野の研究を行なう研究者もしくは研究団体に対し研究助成を行ない、もって社会有用の人材を育成することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)学資金の給与

(2)各大学等における研究活動への助成

(3)その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、宮城県において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(設立者氏名、住所、財産の抛却、その価額及び基本財産)

第5条 設立者の氏名及び住所ならびにこの法人の設立に際して設立者が抛却する財産及びその価額は次のとおりとする。

設立者 守谷正平

住所 宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字七日原 4 番地

抛却する財産及び価額 現金 300 万円

2 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会及び評議員会で定めたものをこの法人の基本財産とする。

3 この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(事業計画及び予算)

第7条 この法人の事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

3 第1項の書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び計算書類等)

第 8 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1)事業報告
- (2)事業報告の附属明細書
- (3)貸借対照表
- (4)損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5)貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6)財産目録

2 前項の承認を受けた書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までについては承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1)監査報告
- (2)理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3)理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4)運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

4 第1項及び前項の書類(定款を除く。)については、毎事業年度の経過後 3 か月以内に行政庁に提出しなければならない。

5 この法人は第 2 項の定時評議員会の終了後直ちに、法令の定めるよころにより、貸借対照表を公告するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第 9 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 3 項第 4 号の書類の記載するものとする。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 10 条 この法人に評議員を 3 名以上 5 名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第 11 条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 179 条から第 195 条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(3) 評議員には、監事及びその親族その他特殊の関係がある者が含まれていないこと。

3 この法人の評議員のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が評議員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(任期)

第12条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第10条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第13条 評議員に対して、各年度の総額が20万円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給できる。

2 評議員には、その職務を遂行するために要する費用を支給することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第5章 評議員会

(評議員会)

第14条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会の議長は、出席した評議員の中から選出する。

(権限)

第15条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分又は除外の承認

(8) 収支予算(事業計画を含む。)の承認

(9) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第 18 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 基本財産の処分又は除外の承認

(5) その他の法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 19 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会議長及び当該評議員会に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名以上が、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第 20 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 5 名以内

(2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち1名を理事長、また、常務理事1名を置くことができる。

3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員の選任)

第 21 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。

5 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む）及び評議員（親族その他特殊の関係がある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15項に規定する役員となっている会社の株式(出資)について、この法人は保有する株式(出資)に係る議決権を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事の総数(現在数)の3分の2以上の同意とする。

- (1) 配当の受領
 - (2) 無償新株式の受領
 - (3) 株主割付増資への応募
 - (4) 株主宛配布書類の受領
- (監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 監事を解任する場合は、評議員会において議決する前に、その監事に意見を陳述する機会を与えるものとし、解任の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上をもって行う。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、評議員会において定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行なうために要する費用を支給することができる。
- 4 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、この法人は非業務執行理事等との間で、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上で予め定めた額と法令の定める最低限度額のいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第 28 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第 31 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めのある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の事項についての決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数(現在数)の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 事業計画書及び収支予算書
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 重要な財産(基本財産を含む。)の処分及び譲受け
 - (4) 借入金(その年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
 - (5) 保有する株式(出資)に係る議決権行使
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長を選任する理事会の議事録については、他の出席した理事も記名押印する。

第 8 章 選考委員会

(選考委員会)

第 33 条 この法人には、第4条第1項第1号および第2号の対象となる者を選考するため、選考委員会をおくことができる。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、理事会で選出し、理事長が委嘱する。

第 9 章 定款の変更、剰余金の処分並びに解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第11条についても適用する。

(剰余金の処分)

第 35 条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(解散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を敬称する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別租借法第 40 第 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

（残余財産の帰属等）

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人であつて租税特別措置法第 40 条 1 項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

第 10 章 公告の方法

（公告）

第 39 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告による公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 11 章 附則

（委任）

第 40 条 法令及び定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この法人の設立時評議員は設立者の決議により次のとおりとする。

設立時評議員 守谷 元一
設立時評議員 御子柴 克彦
設立時評議員 鎌田 秀夫
設立時評議員 福田 光則

2 この法人の設立時役員は設立者の決議により、また、設立時代表理事は設立時理事の互選により次のとおりとする。

代表理事 守谷 正平
設立時理事 守谷 正平
設立時理事 我妻 敦
設立時理事 花田 光世
設立時理事 沼邊 一郎
設立時監事 三宅 茂久

3 この法人の最初の事業年度はこの法人の成立の日から平成 26 年 6 月 30 日までとする。

4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

附則

1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 4 条の規定に基づく認定を受けた日から施行する。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定などに関する法律第 4 条の規定に基づく認定と受けたときは、第 6 条の規程に関わらず、認定を受けた日の前日を事業年度の末日とし、認定を受けた日を事業年度開始日とする。